

### Q 1 マップ公表の目的はなんですか？

国は今後も想定される地震による被害を軽減するための情報提供を推進しており、市民の皆様は大規模盛土造成地が身近にあることを知っていただき、地震防災への意識を高め、地域の安全確保や、財産の保全に取り組む契機としていただくためのものです。

### Q 2 マップに示されている箇所は危険ということですか？

公表したマップは市内に分布する大規模盛土造成地の概ねの位置を示したものです。マップに示されている箇所が必ずしも危険というわけではありません。

### Q 3 大規模盛土造成地をどのように調査したのですか？

谷間や山の斜面において住宅地を目的として盛土造成された土地を選定し、その土地が造成される以前の旧地形図と現在の新地形図を用いて、新旧地形図の重ね合わせたデータを作成し、その標高差や旧地形の斜面勾配を測定し、大規模盛土造成地を抽出しています。旧地形図の測量精度や重ね合わせに伴う誤差もあることから概ねの位置と規模を示すものであることをご了承ください。

### Q 4 液状化被害も起こりやすいのですか？

今回は地形の改変状況を調べたものです。液状化の起こりやすさの判定には盛土の有無に関わらず、その土地の土質状況や地下水位等の調査が必要となります。このため、今回の該当地と液状化の起こりやすさは直接関係するものではありません。

### Q 5 もっと詳細な図面はありますか？

都市政策課（大手通庁舎8階）の窓口までお越しいただければ、ホームページで閲覧した図面のA1サイズに拡大した図面（縮尺50,000分の1）を閲覧することができます。

### Q 6 建築や開発を行う場合に特別な手続きが必要になるのか？

現時点では、該当地での建築物の建築においては特別な手続きや条件はありません。所有されている土地の擁壁等が傾いたり亀裂が生じていないか点検し、必要に応じて修繕を行っていただき、適切に維持されますようお願いいたします。

また、住宅を目的とした開発行為を行う場合には、建築・開発審査課の窓口にお問い合わせください。